

アトピー薬 給付制限

診療報酬減額狙い厚労省提示

厚生労働省は1日、診察や薬の公定価格である診療報酬の引き下げを狙って、アトピー性皮膚炎などに広く使われている塗り薬の給

付制限や、テレビ電話などを使った「遠隔診療」を推進する考えを中央社会保険医療協議会に示しました。2018年度改定へ議論を加速しているもので、委員らは、大幅マイナス改定を求める財務省に「縛られない議論をすべきだ」(日本医師会)と反発しました。

給付制限が狙われているのは、医療用保湿剤「ヒルドイド」などのペパリン類似物質です。厚労省は美容目的で転用されている事例を示し、「適正使用」の名で給付制限につなげる考えを提起しました。前回16年度改定での湿布薬の処方制限に続ぐ給付削減です。

「薬が必要な患者の妨げになれば本末転倒だ」(日本薬剤師会)と危ぶむ意見が出た一

方、健康保険組合連合会の委員は医療費の削減先にありきの姿勢で、「保険から外すべきだ。93億円が削れる」と主張しました。

遠隔診療について、厚労省は、医療機関に通いづらい働き世代の患者や医療従事者の「負担軽減に有用」と指摘。睡眠時無呼吸症候群の患者が自宅で使う気道確保の治療法について、治療状況などを確認する遠隔モニタリングの報酬を引き上げる方向を示しました。

日本医師会の委員は、「糖尿病患者の呼氣で血糖値が上がっていると分かるなど、対面診療でしか分からぬことかたくさんある」と説明し、遠隔診療の容易な推進・拡大に慎重な姿勢を示しました。